

教育委員会会議録

令和6年9月5日（木） 午後1時30分 開会
午前2時50分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、岡田豊委員、度會秀子委員、河野明日香委員、野杵晃充委員
内田智子委員

3 出席した職員

川口佐織事務局長、坂川智次長兼管理部長、橋本具征教育部長
高木健一教育改革監、佐藤孝総務課長、中野幸治財務施設課長
大谷健二教職員課長、清貴康福利課長、小野内茂喜あいちの学び推進課長
加納澄江高等学校教育課長、尾本国博義務教育課長
安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長
長坂昌彦 ICT教育推進課長、木全貴治中高一貫教育室長
太田佳永子総合教育センター次長兼総務部長
松本明博総務課担当課長、山田洋暢教職員課担当課長
稲垣正博あいちの学び推進課担当課長、鶴見泰文高等学校教育課担当課長
川田敦行総務課担当課長、塚田祐介総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

- (1) 令和7年度（2025年度）採用愛知県公立学校教員採用選考試験結果について
大谷教職員課長が、令和7年度（2025年度）採用愛知県公立学校教員採用選考
試験結果について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (2) 愛知県公立学校働き方改革ロードマップの策定について
大谷教職員課長が、愛知県公立学校働き方改革ロードマップの策定について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（野杵委員）

骨太の取組として挙げられている少人数学級について、内容を教えていた
だきたい。

(大谷教職員課長)

小学校全学年及び中学校1年生では、国に先駆けて少人数学級を実施している。今後国の状況等も見ながら、具体的な時期は未定であるが、さらに少人数学級を進めていきたいと考えている。

(野村委員)

小学校全学年と中学校1年生までは少人数学級を実施しているので、中学校2、3学年の少人数学級の実現を目指していきたいということか。

(大谷教職員課長)

国の状況等を見ながら目指していきたいと考えている。

(野村委員)

各市町村教育委員会と連携しながら実施していくことになり、予算も必要となってくる話だと思う。現状しっかり取り組んでいただいていると思うが、各市町村教育委員会と足並みを揃えていかないといけない。各市町村教育委員会も各学校に説明をしなければならないので、具体的なものがないと現場で働く校長や教員から賛同を得られない可能性もある。これからの実現に向けて具体的に働きかけて欲しい。

(河野委員)

Style Change! W(work) & L(Learning) 宣言というのは、非常にコンセプトが集約されており、わかりやすい宣言だと思うが、なぜEducationではなくLearningとしたのか。

(大谷教職員課長)

子供たちの学びの充実を目指すという意味で、Educationでなく、Learningとしている。

(岡田委員)

これからどのように働き方改革を進めていくのか、県の姿勢を示していくという意味ではとても分かりやすいが、市町村教育長からは厳しい声も聞こえてくる。県の方向性は分かるが、具体的に県が何をしてくれるのかが見えてこない。政策を示すのはいいが、具体的に市町村はどのように支援してもらえるのかという理解がなかなか進んでいかない。とても大事な部分であると思うが、今後どのように伝えて、どう進めていくのか、これからの方向性をお聞きしたい。

(大谷教職員課長)

今回のロードマップを作成するにあたり、市町村教育長にも参加いただいた作成会議を行い、策定を進めてきた。また、市町村の教育長会議において事務局長等から説明をしたり、市町村教育長との意見交換会の場で、飯田教育長から概要を説明する等、市町村に対しても丁寧に説明をしてきているつもりである。策定後も、ロードマップの見直しを行っていくので、そうした意見も踏まえてアップデートしていきたい。また、9月には市町村の教育長

の会議に出向く予定であるので、しっかり説明をしていきたいと思う。

(度會委員)

学校によって様々な違いがあると思うが、どのように対応していくのか。

(大谷教職員課長)

ロードマップには、業務改善のための様々な事例が掲載されているので、学校の事情に応じて取り組んでいただきたいと思う。取り組んでいないものがあれば積極的に取り組んでいただき、既に取り組んでいるものについてはさらにもう一步深めていただくような形で、それぞれの学校の実情に応じた取組をお願いしていきたいと思う。

(飯田教育長)

教員の働き方改革を進めるために一番重要なことは、物理的に教員がきちんと子供たちと向き合える時間を確保することである。作成するロードマップにはその方向性を位置付けたいと考え、少人数学級、小学校の教科担任制、部活動改革を大きな3本柱として掲げている。

愛知県では、少人数学級を進めているところである。40人学級に比べて35人学級の方が確実に子供たちに係る手間が減るので、教員はきめ細やかな指導ができる。重点的に進めていきたい。

また、1日中授業を行っている教員が多いので、必ず空き時間を作りたいと考えている。そのためには教科担任制の導入が効果的である。空き時間ができることで教員にも余裕が生まれ、他業務をすることが可能となる。実際に教科担任制の効果が出ているという話も聞く。愛知県も教科担任制を順次導入しているが、さらに進めていくことで教員の働き方改革に繋がる基盤ができると考えている。

さらに、教員の時間を拘束しているのは部活動である。顧問として無理に時間を拘束するのではなく、もっと自由に選択の幅があってもいいのではないかと考え、総顧問制をなくす、外部の部活動指導員をうまく活用する等、顧問の仕事を減らすことによって確実に教員の働き方改革が進むと考えている。

以上3点を大きな目標とし、働き方改革を進めていきたいと思う。

また、業務改善のために働き方を工夫することによって、時間外在校時間45時間超過を圧縮できると考えている。ロードマップにはそのための事例が多く掲載されているので、事例を参考にして取り組んでほしい。ロードマップに掲載しているものだけではなく、今後も色々な技術革新を取り込んでいきたい。

働き方改革を進める中で一番大事なことは、地域の教員や市町村教育委員会との連携である。意識を合わせながら取り組んでいきたい。

(3) 令和7年度使用県立中学校教科用図書採択結果について

小野内あいちの学び推進課長が、令和7年度使用県立中学校教科用図書の採択結果について報告。

- 飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (4) 令和7年度使用県立高等学校教科用図書採択結果について
加納高等学校教育課長が、令和7年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (5) 令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択結果について
尾本義務教育課長が、令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択結果について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (6) 令和7年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について
安楽特別支援教育課長が、令和7年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (7) 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について
尾本義務教育課長が、令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第10号 日本学生野球協会の処分内容についての明確化、及び、見直しの働きかけをすることをもとめる請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(内田委員)

高野連加盟校の不祥事に関する処分を決定する機関はどこか。

(祖父江保健体育課長)

高野連に加盟する高校での不祥事に対する処分については、学生野球を総括する公益財団法人日本学生野球協会が、日本学生野球憲章に基づき決定している。

(内田委員)

不祥事が発覚してから処分が決定するまでの流れはどのようになっているのか。

(祖父江保健体育課長)

加盟校において不祥事が発覚した場合、学校長が事実調査を元に県高野連に報告し、高野連が処分相当と判断した場合は上部組織である日本高野連に報告することになる。日本高野連においても処分相当と判断された場合は日本学生野球協会へ処分申請を提出し、処分が決定されることになる。

(内田委員)

顧問等の不祥事に対する処分は、部全体の活動に及ぶことはあるのか。

(祖父江保健体育課長)

顧問等の指導者への不祥事に対する処分は、指導者本人に科されており、日本学生野球憲章第4条に基づき、合理的理由なしに校内外での練習試合や大会参加等生徒の活動が制限されることはない。

(内田委員)

個々の生徒の不祥事に対する処分が、部全体の活動に及ぶことはあるのか。

(祖父江保健体育課長)

生徒の不祥事に対する処分は、生徒本人に科せられるものではあるが、多くの部員が関わっている場合は部の行為としてみなされ、対外試合禁止というように、部活動全体に及ぶこともある。

(岡田委員)

多くの部員が関わっている場合は部としての行為としてみなすということであるが、これは連帯責任になるということか。

(祖父江保健体育課長)

状況によって様々なので推測の部分もあるが、部として不祥事が日常的に行われていたとみなされる場合は、部の活動停止の可能性はある。一概に複数人であるからといって、部の活動停止になるとは認識していない。

(岡田委員)

以前から高校野球の連帯責任については疑問があった。不祥事を起こした当事者が処分を受けるのは当然だと思うが、不祥事とは無関係であるにも関わらず、同じ部活動という理由だけで連帯責任を問う必要があるのかどうかという疑問は、多くの人たちが思っているのではないか。

最近では当事者に限って処分が科されるようになる等、以前より連帯責任の色がだいぶ薄らいだということであるが、調べたところ、昨年度の高校野球19件の不祥事のうち、5件が部員による不祥事によるもので、すべて1から3か月の対外試合禁止という処分であった。詳しいことはわからないが、全ての部員が不祥事に関わっていたわけではないと思う。関わっていた部員が処分されるのは当然であるが、関わっていない生徒やその保護者は、なぜ処分を受けなければならないのかとってしまうのではないか。

連帯責任は高校野球独特のもので、戦前から教育の一環として高校生らしさを売りにしてきたというのが背景にあると思う。連帯責任を抑止力として高校生らしさを求めているのが今でも残っているように感じる。現在は、高校生らしさとは何か曖昧になっている時代であり、高校生らしさを糧にして連帯責任を負うのは理不尽で、時代錯誤に思えるのは否めない。見直しをしていく時代に入っているのではないか。

しかし、高校野球には学生野球憲章が定められているので、それを簡単に変えることは大きな壁である。県としてどうしていくのか、難しい問題だと思う。

(飯田教育長)

日本学生野球憲章が定められているため、県教育委員会が直接介入できる問

題ではない。しかし、日本学生野球協会には県立学校の野球部が所属している
ので、連帯責任によって生徒たちの部活動や教育活動が阻害されるようなこと
があってはならない。

日本学生野球憲章も時代に合わせて変わってきていると聞いた。連帯責任で
はなく、不祥事を起こした個人への処分に特化してきているため、部活動停止
はよほどのことだと思う。

高野連ともしっかり意思疎通をしながら、無関係の生徒たちの活動に影響し
ないようにしていかないようにしなければならない。

7 議案

第22号議案 令和7年度教職員定期人事異動方針について

大谷教職員課長が、令和7年度教職員定期人事異動方針について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第23号議案 教育に関する事務の点検・評価報告書について

小野内あいちの学び推進課長が、教育に関する事務の点検・評価報告書について
請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

8 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題(1)令和6年度教育委員会所管9月補正予算(案)
について、(2)物品の買入れについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
29条に基づく事前協議であるため、非公開において協議することとした。

(1) 令和6年度教育委員会所管9月補正予算(案)について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の
規定により、会議録は別途作成。

(2) 物品の買入れについて

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の
規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

(1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として野杖委員を指名した。

(2) 請願第10号「日本学生野球協会の処分内容についての明確化、及び、見直しの
働きかけをすることをもとめる請願」について、請願者から口頭陳述したい旨の申
し出があり、飯田教育長が前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述するこ
とを許可した。

(3) 傍聴人 3名